

春日部市土砂のたい積の規制に関する条例の適用が除外されるたい積行為について

公益事業や他法令による許可等を取得している場合であって、表に掲げる土砂のたい積行為は、本条例の適用が除外されています。

| 他法令による許可等を取得し、届け出たもの※ | 公益事業 |
|--|--|
| <p>(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可</p> <p>(2) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項の規定による許可</p> <p>(3) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の認可</p> <p>(4) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>(5) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認、同法第 32 条第 1 項又は同法第 91 条第 1 項の許可及び同法第 35 条の同意</p> <p>(6) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の許可又は同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは第 5 条第 1 項第 6 号の届出</p> <p>(7) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 1 項の許可</p> <p>(8) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）の許可（同法第 9 条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(9) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条第 1 項の許可及び同法第 20 条第 2 項の規定による協議</p> <p>(10) 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 9 条第 1 項の許可</p> <p>(11) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の許可（同法第 11 条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(12) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 20 条の承認及び同法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項又は第 58 条の 4 第 1 項の許可（同法第 95 条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(13) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可</p> <p>(14) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可（同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(15) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 66 条第 1 項の許可</p> <p>(16) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の許可及び同条第 4 項の規定による協議</p> <p>(17) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項の許可（同条第 8 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(18) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 67 条第 1 項の許可</p> <p>(19) 埼玉県土採取条例（昭和 49 年埼玉県条例第 6 号）第 3 条第 1 項の認可</p> <p>(20) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成 15 年埼玉県条例第 45 号）第 3 条第 1 項の許可</p> <p>(21) 春日部市公共物管理条例（平成 17 年条例第 139 号）第 4 条第 1 項の許可</p> <p>(22) 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成 24 年条例第 37 号）第 27 条第 1 項の規定による一般開発事業協議書の締結</p> | <p>(1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業</p> <p>(2) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業</p> <p>(3) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業</p> <p>(4) 森林法による保安施設事業</p> <p>(5) 道路法による道路に関する事業</p> <p>(6) 都市公園法による都市公園に関する事業</p> <p>(7) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業</p> <p>(8) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業又は水道用水供給事業</p> <p>(9) 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業</p> <p>(10) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業</p> <p>(11) 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業</p> <p>(12) 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係りのある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業</p> <p>(13) 都市計画法による都市計画事業</p> <p>(14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業</p> <p>(15) 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業</p> <p>(16) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業</p> <p>(17) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業</p> <p>(18) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）</p> <p>(19) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業</p> |

この他、次の 3 つのたい積行為についても本条例の適用が除外されています。

- (1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積
- (2) 土地改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積
- (3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積

※ 他法令による許可等を取得した場合は、「許可等の処分等に基づく土砂のたい積届出書」の提出が必要です。